

鳥取縣公報

昭和十五年四月二日
第一千百拾八號

火曜日

本報ノ大キサ國定規格A5判

訓令

鳥取縣訓令甲第八號

鳥取縣立花柳病診療所診療費及手数料徴收條例施行手續左ノ通之ヲ定ム

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

警察部長
市町村部長
花柳病診療所長

鳥取縣立花柳病診療所診療費及手数料徴收條例施行手續

第一條 診療所長條例第二條ノ使用料徴收ニ關シ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ市町村ニ囑託シ之ヲ徴收スルコトヲ得

第二條 市町村長前條ノ囑託アリタル場合ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收シ一ヶ月以内ニ之ヲ囑託シタル診療所長ニ送付スベシ

鳥取縣公報

每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十五年四月二日
第一千百十八號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

第三條 診療所長應急ノ診療ヲ要スル場合患者ニシテ診療費ヲ即納シ難キ者ト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ後納又ハ分納セシムルコトヲ得

第四條 診療所長條例第四條ニ依リ使用料ヲ免除セントスル場合ハ一世帯一ヶ月ノ總收入金參拾圓以下ニシテ貧困ナルモノト認メタル者ニ限ル

第五條 診療費ノ徵收ヲ免ル、爲其ノ資力ニ關シ虛偽ノ申立ヲ爲シ又ハ不實ノ認定ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ納付スベキ金額ニ達スル迄不足額ハ之ヲ追徵スベシ

附 則

本令ハ鳥取縣立花柳病診療所診療費及手敷料徵收條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告示

鳥取縣告示第九十八號

山梨縣北都留郡小菅村役場昭和十五年三月十一日火災ニ罹リ書類焼失ニ付同日以前該役場ニ對シ爲シタル照會、願書、伺等ニシテ應答未濟ノモノアラバ更ニ其ノ手續相成度旨同縣ヨリ通知アリタリ

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第九十九號

昭和十五年四月二日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬

免許證番號	住 所	氏 名
一、二 五 八	八頭郡中私都村大字別府貳百七內壹番地	野 田 一 男
一、二 五 九	八頭郡隼村大字見槻中四百拾九番地	西 村 壽

鳥取縣告示第二百號

種牡豚定期検査左ノ通施行ス検査ヲ受ケムトスル者ハ四月三日迄ニ縣廳ニ到達スル様願書ヲ差出スベシ

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査日期 検査場所 検査區域 検査時刻

四月五日	東伯郡逢東村 東伯郡倉吉町 倉吉牛馬市場 東伯郡淺津村 東伯郡松崎村 東伯郡泊村	東伯郡一圓	午前九時 午後二時
四月六日	西伯郡弓ヶ濱驛前 西伯郡餘子村豚肉加工場	米伯市一圓	午前九時 午後二時

00774

鳥取縣告示第二百一號

左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

養蠶實行組合名	事務所ノ所在地	解散年月日
宇代	日野郡溝口町大字宇代三百六十五番地	昭和十五年三月八日
大倉	同郡同町大字大倉九百五番地	同
谷川	同郡同町大字谷川六百十四番地	同
父原	同郡同町大字父原二百二十八番地一	同
金屋谷	同郡同町大字金屋谷九百六十三番地	同

00775

鳥取縣告示第二百二號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名稱 因幡酒造組合
- (ロ) 地區 鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ酒類ノ製造並ニ販賣ヲ業トナス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額

種別	規格	單位	販賣價格		備考
			卸賣價格	小賣價格	
白酒	原料ヲ清酒ヲ使用シタルモノ	一升	二、〇〇〇 <small>圓</small>	二、二〇〇 <small>圓</small>	

註

一 本價格ハ罐共ノ價格トス
 (ロ) 實施ノ日

昭和十五年四月二日

四 認可ヲ附シタル條件

- 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 二 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百三號

價格等統制令第七條ニ依リ飲用牛乳ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

飲用牛乳 (容器別)

種別	單位	小賣價格	備考
飲用牛乳 (容器別)	一升	〇、七〇	

罐裝	一合入	一	本	〇、〇九	
同	五勺入	同		〇、〇五	
量	賣	一	升	〇、七〇	

一 本表價格ハ配達料ヲ含ム

鳥取縣告示第百四號

東伯郡矢送川沿岸耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

東伯郡矢送村大字郡家

組合長

鷲

見

文

憲

東伯郡矢送村大字關金宿

副組合長

河

本

雅

雄

鳥取縣告示第百五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ同令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ醫藥品小賣協定價格ヲ左ノ通認可セリ

前項ノ額ハ同令第三條第二項ノ規定ニ依リ鳥取縣藥業組合ノ地區内ニ於テ組合ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ之ヲ適用ス

昭和十四年十二月鳥取縣告示第七百五十七號同第七百五十八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

名 稱 鳥 取 縣 藥 業 組 合
地 區 鳥 取 縣 一 圓

二 構成員タル資格

藥劑師及藥種商營業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

別表ノ通

實施ノ日 昭和十五年四月二日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

(一) 價格等調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(二) 認可ヲ受ケタル額及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

(三) 實施ノ日ハ昭和十五年四月二日トス

醫 藥 品 小 賣 價 格

品 名	單 位	小 賣 價 格	備 考
【イ】 イヒチオールス ンル ホン 酸 アン モ	五〇〇瓦	一圓 一六七一	
イチゴシロツブ	五〇〇	一〇九	
イヒチオールス ホン 酸 アン モン 軟膏	五〇〇	一九三	
【ロ】 ロートエキス	五〇〇	六八八 四八九	
ロカイエキス	五〇〇	三二四	
ローズ水	五〇〇	三九	
ロツク液	五〇〇 三〇〇 〇〇	七四 七〇	
ロペリアチンキ	五〇〇瓦	四八五	
ロート硬膏	五〇〇	一四九	
【ハ】 ロート軟膏	五〇〇瓦	一圓 一六六	
ロートチンキ	二五〇 二五〇 五〇	一七三 一八六	
ロカイ丸	五〇〇 五〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 入	三 八八五 四九三	
ロカイヤラツバ丸	五〇〇 五〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 入	一七三 一〇八八	
ロカイ鉄丸	五〇〇 五〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 入	一七二 〇八八	
ロート坐劑	一〇五 一〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 入	一四九 一五五	
麥 角	二五〇 五〇〇 〇〇 瓦	四八 一〇九 三	

芒硝	五〇〇	三一	橙皮チンキ	五〇〇	一	二六
ホルマリン水	五〇〇	二六	吐酒石	二五	三八〇	二八
芳香阿片酒	二五	一一	ドーフル散	二五〇	四九	五六
芳香チンキ	二五〇	一四	吐根末	二五〇	八	五九
芳香アンモニア精	五〇〇	一四	吐根	二五〇	一	六八
防疫用石炭酸	五〇〇	一四	ト	五〇〇	一	六八
防疫用石炭酸水	五〇〇	三六	ヘブラ軟膏	五〇〇	一	三六
抱水テルビン	五〇〇	二	ベタナフトール	二五〇	四	三七
ホルマリン	一〇五〇	七	ヘキサメチレンテトラミン	二五〇	一	九三
硼酸軟膏	五〇〇	二〇	ホルマリン石鹼液	五〇〇	七	四〇
抱水クロラール	五〇〇	三	ホミカエキス	二五〇	八	四五
ホミカチンキ	二五〇	一	ベルーバルサム	二五〇	五	四九
	二五〇	一		二五〇	六	四三

麥角	二五	五一	バジリ軟膏	五〇〇	一	五五
麥角エキス	二五〇	五	薄荷油	二五〇	八	二一
バルビタール	二五〇	一	蕃椒チンキ	二五〇	一	六八
パンクレアチン	二五〇	六	麥角流動エキス	二五〇	五	六一
蜂蜜	二五〇	四	白降汞軟膏	五〇〇	三	二四
白降汞	二五〇	七	乳糖(紙函入)	五〇〇	一	五五
バクチ水	五〇〇	四	乳酸鉄	二五〇	七	四五
麥角チンキ	二五〇	一	乳酸石灰	二五〇	一	七八
薄荷水	五〇〇	二	肉桂脂	五〇〇	二	〇五
薄荷精	五〇〇	二	硼酸(紙函入)	五〇〇	五	二
薄荷腦	二五〇	一	硼酸末(紙函入)	五〇〇	五	二
白陶土(包)	五〇〇	一				

大黃シロップ	大黃チンキ	大豆油	單鉛硬膏	炭酸ソーダ	タンニン酸キニ	炭酸石灰(包)	タルク(包)	炭酸グヤコール丸	炭酸クレオソト丸	レゾルシン
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇
五七	一一一	八〇	九九	三六	三六	三六	一七	三六	三六	三六
樟油	ナフタリン	ラクトルフェ	ネチヂン	落花生油	ラノリン	ラツサー氏	ラタニヤチンキ	ラベンデル精	無色ヨードチ	無水炭酸ソーダ
五〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二一八	一七〇	一九〇	一九〇	一〇九	一八〇	一三四	二一一	二六八	二〇五	五六
ウイソク	香精	ウイソク	香精	ウイソク	香精	ウイソク	香精	ウイソク	香精	ウイソク
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
九四	二六八	三四	一五五	五六	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五

ウイソク軟膏	茴香油	ウワウルシ流動	エキス	クレオソト	グリセリン	クロロホルム	クエン酸	グリセロリン酸	石灰	クリサロビン	クレゾール石鹼	グアヤコール	苦味チンキ	グアヤコール	グアヤコール
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
九四	七〇五	二八〇	三〇五	二八〇	一四五	一三六	二八〇	三〇五	二八〇	八三	八八	八八	八八	八八	八八
グアヤクチンキ	クエン酸鉄	クエン酸鉄アン	クエン酸鉄キニ	クエン酸鉄キニ	葛澱粉	グリセリンカリ	クロール石灰	苦木チンキ	グリセリン軟膏	クロロホルム精	クレオソト丸	薬用石鹼	ヤラツバ根末		
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一九八	五〇三	四三七	一五二	一五二	一四三	三六九	五七	二五五	二一一	二〇五	二〇五	二〇五	一八三	一八三	一八三

焼明礬末	五〇〇	六七		結晶重炭酸ソーダ	五〇〇	六〇
ヤラツバ脂	五〇〇	二五	二五	結重末 (包)	二〇〇	一三
焼石膏	五〇〇	三四		同 (瓶)	五〇〇	四一
マグネシア	五〇〇	一四	一四	健胃錠	一五〇	二五
麻酔用エーテル	五〇〇	三五	三五	フエナセチン	一〇〇	八五
麻酔用クロロホルム	五〇〇	四〇	四〇	フロムカリ	一〇〇	八五
松脂硬膏	五〇〇	一〇	一〇	フロムカンフル	二五〇	四七
桂皮シロップ	五〇〇	六一	六一	フロムカブリ	二五〇	一八
桂皮水	五〇〇	三五	三五	フロムカンフル	二五〇	三二
桂皮精	五〇〇	二六	二六	フエノバルビタール	二五〇	一八
桂皮チンキ	五〇〇	一四	一四	フエノールフタレイン	二五〇	三五
ゲンチアナエキ	五〇〇	五五	五五	フロム水素酸ス	二五〇	三八
ゲンチアナチン	五〇〇	三三	三三	コボラミン	二五〇	九八
ゲンチアナチン	五〇〇	一三	一三	プロテイン銀	二五〇	九三
				フロムアンモン	二五〇	三三

コバインバルサム	五〇〇	三七	三七	コロイド銀軟膏	二五〇	六七
コンツランゴ皮	五〇〇	八〇	八〇	コロチオン	二五〇	一五
コンツランゴ流	五〇〇	二四	二四	コロソチンキ	五〇〇	一三
動エキス	五〇〇	一四	一四	コンツランゴ酒	五〇〇	一五
胡麻油	五〇〇	一八	一八	コケモモ葉	五〇〇	一八
ゴム絆創膏 (筒入)	一打	八八	八八	コルヒクムチン	二五〇	二九
コロイド銀	二五瓦	三八	三八	コセニールチン	二五〇	二六
				五倍子チンキ	五〇〇	三六
				塩酸キニーネ	二五〇	二九
				塩酸トロバコカイン	二五〇	二七
				塩酸ピロカルピン	一	八〇
				塩素酸カリ	五〇〇	六四
				エーテル	二五〇	六六

サリチル酸ソーダ	一、〇〇〇入	四〇一	強發泡膏	五〇〇	六四七
【キ】 吉草チンキ	二五〇	一七二	牛 脂	五〇〇	一一一
キ ナ 皮	五〇〇	一七四	キナエキス	二五〇	二〇七
稀 鹽 酸	五〇〇	三四	キセロホルム	二五〇	一六二
キナチンキ	二五〇	八六三	規 鉄 丸	五〇〇	一〇一
稀ヨードチンキ	二五〇	一〇八	【ユ】 硫黄華 (包)	五〇〇	〇〇〇
杏 仁 水	五〇〇	七〇	硫黄軟膏	五〇〇	三二
揮發芥子油	五〇〇	一四四	【メ】 メチルスルホ ナール	二五〇	一七二
キノホルム(衛封)	二五〇	三七四	綿馬エキス	二五〇	一七三
稀 アルコール	二五〇	一六八	【ミ】 ミグレニン	五〇〇	二四一
稀 硫 酸	五〇〇	三四	明 礬 (ボテ)	五〇〇	三四五
杏 仁 油	五〇〇	一五五			

明礬末 (ボテ)	五〇〇	三四八	食 塩	五〇〇	三九
ミルラチンキ	五〇〇	二三四	人工カルス塩	五〇〇	三八
蜜 蠟	五〇〇	五〇九	純アルコール	五〇〇	二一一
【シ】 次硝酸蒼鉛	二五〇	三七七	硝酸ストリキニ	二五〇	三五八
次亞燐酸石灰	二五〇	二九六	硝 酸 カリ	五〇〇	五七
次ナリチル酸蒼鉛	二五〇	二九八	硝 酸 銀	二五〇	一三三
重酒石酸カリ	五〇〇	一六八	次炭酸蒼鉛	五〇〇	八五七
重炭酸ソーダ(瓶)	五〇〇	二七二	商陸エキス	五〇〇	四八七
重炭酸ソーダ(瓶)	五〇〇	二七二	商陸チンキ	五〇〇	一七〇
脛酸セリウム	二五〇	二〇七	生薑シロップ	五〇〇	五六
昇 汞	五〇〇	三七〇	生薑チンキ	五〇〇	一三六
消毒用昇汞	五〇〇	三五三	硝 酸	五〇〇	五四
			硝酸銀加硝石	二五〇	七七
			酒 石 酸	五〇〇	三三〇

酒石酸カリソール	シロツブ	重質マグネシア	重炭酸マグネシア	重炭酸カリ	弱發泡膏	次沒食子酸ヨード蒼鉛	朱	次炭酸鉄	次醋酸鉛液	昇汞錠
五〇〇	一五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	一五〇〇
二四三	四三三	一四九	六六七	八六	三二九	一三六	七四七	二一八	五三	〇五七
二四三	四三三	一四九	六六七	八六	三二九	一三六	七四七	二一八	五三	〇五七
次硝酸蒼鉛錠	ヒマシ油	白檀油	水醋酸	ヒドラスチス流	動エキ	ヒヨスエキ	ヒヨスチンキ	ビツク氏硬膏	木タール軟膏	木タール
五〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一〇〇	八〇	二〇〇	五五	一五二	六三	一七三	二一一	六〇	一九三	八二一
一〇〇	八〇	二〇〇	五五	一五二	六三	一七三	二一一	六〇	一九三	八二一
セネガチンキ	生理的食塩水	センナシロツブ	セネガ流動エキ	石鹼硬膏	精製タルク(紙函)	石油ベンジン	石鹼カンフル擦	【ス】スルホナール	水銀軟膏	水銀
五〇〇	三〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇
二〇五	七四	六七	七〇一	一八〇	五一	一一八	一五五	一四六	三八七	五七三
二〇五	七四	六七	七〇一	一八〇	五一	一一八	一五五	一四六	三八七	五七三

鳥取縣公報 第千八百十八號 昭和十五年四月二日 (第三種郵便物認可) 二六

赤色ヨード汞	セネガ根	セネガシロツブ	センナ葉	石炭酸	石炭酸水	生石灰	赤降汞軟膏	精製硫黄(瓶)	石松子	石灰水	石鹼精
二五	五〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	五〇〇	二五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一二七	四八五	一六七	二七〇	一四九	二五〇	三五	三三〇	三四〇	一四五	二七	一八六
一二七	四八五	一六七	二七〇	一四九	二五〇	三五	三三〇	三四〇	一四五	二七	一八六
セネガチンキ	生理的食塩水	センナシロツブ	センナチンキ	セネガ流動エキ	石鹼硬膏	精製タルク(紙函)	石油ベンジン	石鹼カンフル擦	【ス】スルホナール	水銀軟膏	水銀
五〇〇	三〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇
二〇五	七四	六七	七〇一	一八〇	五一	一一八	一五五	一四六	三八七	五七三	五七三
二〇五	七四	六七	七〇一	一八〇	五一	一一八	一五五	一四六	三八七	五七三	五七三

鳥取縣公報 第千八百十八號 昭和十五年四月二日 (第三種郵便物認可) 二七

スルホサリチル	五〇〇	六〇五	水製太黄チンキ	五〇〇	五三
酸	二五〇	四一五		二五〇	三八
ストロファンツ	二五〇〇	二二四			
スチンキ	二五〇〇	二二四			

備考

(一) 運賃諸掛ニシテ鳥取市、米子市、倉吉町、境町以外ノ地ニ在リテハ小賣價格ニ左ノ價格ヲ加算スルモノトス

- 二十五瓦以下 壹錢
- 二五〇瓦以下 貳錢
- 二疋以下 五錢
- 二疋七百瓦以下 八錢

(二) 零賣スル場合ニ於テ其ノ量ノ販賣價格ハ零賣セントスル原容器量ト其ノ小賣價格トニヨリ得タル單位量ノ價格ニヨリ算定シ五割以内ヲ加算スルコトヲ得

(三) 零賣ニ要スル容器代ハ別ニ之ヲ加算スルコトヲ得

鳥取縣告示第二百六號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十五年四月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證記號番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
鳥あわ 一一五	大畑雅由	鳥取市古市旭製紙株式會社	五、四、二二	五、三、三	
米いは 八五	岩佐勇	米子市祇園町株式會社 石黒造船所	一四、一、一四	一四、一、一五、二、三二	
米ころ 二七	宮田義二	米子市萬能町小泉履物製造工場	一四、三、一六	一五、二、二六	
米よち 四二	住田茂一郎	米子市明治町米子合同運送株式會社	一〇、三、一六	一五、三、五	
西ゆい 三九一	山本笑子	西伯郡濱村弓ヶ濱生絲組合	七、九、一五	一五、二、一〇	
米いは 二	金谷壽治	米子市祇園町株式會社 石黒造船所	一一、一一、一六	一五、二、一〇	
東め 六三	長谷川雪男	東伯郡倉吉町明治機械製作所	一三、一〇、六	一五、三、一四	
東や 一三	本武夫	東伯郡八橋町八橋合同運送株式會社	一二、二、一九	一三、五、一二	

彙報

發兵第六九號

昭和十五年三月二十五日

鳥取縣學務部長

市町村長殿

宗教團體法實施ニ關スル事務ニ關スル件

來ル四月一日ヨリ宗教團體法(昭和十四年四月八日官報所載)實施セラレ候ニ付テハ同施行令(昭和十四年十二月二十三日官報所載)同施行規則(昭和十五年一月十日官報所載)ハ既ニ公布セラレ本縣ニ於テモ近ク施行細則公布ノ見込ニシテ之ガ事務等ニ關シテハ御研究中ノコト、ハ存候モ市町村ノ直接關係アル事務及特ニ參考トナルベキ事項別紙ノ通ニ付同法實施ニ關シ格別ノ御協力相煩度及通牒候也

(別紙省略)

正誤

昭和十五年三月二十九日鳥取縣公報第千八百七十七號鳥取縣告示第百八十七號中左ノ通正誤ス

頁	行	段	正	誤
三〇	五	二	四月十一日	四月十二日

昭和十五年四月二日印刷
昭和十五年四月二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所